

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている学生・生徒の食事支援等を実施することで、食費の負担軽減を図るとともに、自ら食事を準備する機会を通じて生活力の向上を促し、あわせて学生・生徒間の交流促進を図ることで、充実した学生生活を送ることができる環境整備につなげるため、学生・生徒に対する食事支援を実施する団体等に対し、予算の範囲内で今治市いまここ交流促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内で活動する学生・生徒主体の団体（市内に在学する中学生、高校生又は大学生により構成される団体をいう。）又は学生支援に賛同する団体であること。
- (2) 団体の代表者を定めていること。
- (3) 団体の代表者が未成年である場合は、学校の推薦者、保護者、指導教員等の成年者を事業実施に係る会計及び指導責任者として置き、当該責任者が補助金の交付申請及び補助事業の遂行について責任を持って指導及び支援を行うこと、並びに当該責任者が団体の代表者と連帯してその責任を負うことに同意する同意書を提出することができること。
- (4) 政治的・宗教的な活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団員その他反社会的勢力に該当しないこと。
- (6) 市と事前に協議を行い、補助事業を適切に実施できる体制を有すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学生・生徒に対する食事支援を実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内で学生・生徒を対象とした食事交流会を実施すること。
- (2) 前号の食事交流会に、原則として市内の複数の学校の学生・生徒が参加すること。
- (3) 第1号の食事交流会において、自ら調理した食事を学生・生徒に無償で提供し、交流を行うこと。

(遵守事項)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の実施日、規模、内容等は、市と協議のうえで定めること。
- (2) 事業の実施にあたり、学生・生徒が広く参加できるよう、必要かつ適切な周知を行うこと。
- (3) 食品衛生法その他の関連法令を遵守し、食の安全確保に努めること。
- (4) アレルギー対応、安全管理及び感染症対策に配慮すること。
- (5) 必要に応じて傷害保険、生産物賠償責任保険等に参加すること。
- (6) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を行わないこと。
- (7) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 食材費
- (2) 施設借用費
- (3) 消耗品費
- (4) 人件費（事業の実施に直接必要な講師、指導者等に対して支払う報酬又は謝金。）
- (5) 保険料
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 補助率は10分の10とし、補助金額は事業の実施1回あたり5万円を上限とする。

3 同一団体による複数回の申請を妨げない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、今治市いまこ交流促進支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 会則、規則等及び団体構成員の名簿
- (4) 団体の実施体制が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、今治市いまこ交流促進支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、今治市いまここ交流促進支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市いまここ交流促進支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（2） 補助対象経費の総額の20%以上の経費項目の補助対象経費配分を変更しようとするとき。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、今治市いまここ交流促進支援事業補助金変更承認通知書（別記様式第7号）又は今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付決定変更不承認通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知する。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市いまここ交流促進支援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業の中止（廃止）を承認した場合は、今治市いまここ交流促進支援事業中止（廃止）承認通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、今治市いまここ交流促進支援事業実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（別記様式第12号）

（2） 収支決算書（別記様式第13号）

（3） 領収書等支払金額を証する書類（補助金の交付決定額の上限を超える部分の領収書等の提出は不要）

（4） 事業の実施状況が確認できる書類（活動写真等）

（5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市いまこ交流促進支援事業補助金額確定通知書（別記様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市いまこ交流促進支援事業補助金精算払請求書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） この要綱又は今治市補助金交付規則の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （5） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（遂行状況の報告）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助事業者へ報告を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。

年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付申請書

（宛先） 今治市長

所在地
団体等名
代表者
電話番号

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、同補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額 _____ 円

（添付書類）

- 1 事業計画書（別記様式第2号）
- 2 収支予算書（別記様式第3号）
- 3 その他必要関係書類
 - ・会則、規則等及び団体構成員の名簿
 - ・団体の実施体制が分かる書類
 - ・その他市長が必要と認める書類

担当者	
職（担当）	氏名
電話番号	

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

- 1 開催場所
- 2 開催(予定)日 年 月 日
- 3 参加人数（予定）
- 4 事業内容

【取組の概要】

【主な食事内容とその提供体制】

【運営体制(安全衛生確保)】

【参加者募集・周知方法】

別記様式第3号（第6条関係）

收支予算書

1 収入の部

[illegible]

2 支出の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付決定通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金については、
今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定
したので通知します。

記

- 1 補助事業の内容 運営経費（交流食事支援）
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 交付条件
 - （1） 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
 - （2） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - （3） 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - （4） この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
 - （5） この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - （6） この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
 - （7） 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金不交付決定通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金については、
下記の理由により不交付決定いたしましたので、今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要
綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の内容 運営経費（交流食事支援）
- 2 不交付となった理由

年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金変更承認申請書

（宛先） 今治市長

所在地

団体等名

代表者

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金を次のとおり変更したいので、今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（1） 事業の内容

変更前	変更後

（2） 経費の内訳

別紙のとおり

（3） 変更による補助金交付申請額 _____ 円

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付決定変更承認通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金の変更については今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付決定変更不承認通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金の変更については、承認しないこととしたので通知します。

1 不承認の理由

年 月 日

今治市いまここ交流促進支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）今治市長

所在地

団体等名

代表者

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった今治市いまここ交流促進支援事業を中止（廃止）したいので、今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

1 補助事業の内容 運営経費（交流食事支援）

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の時期

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業中止（廃止）承認通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで中止(廃止)承認申請のあった今治市いまここ交流促進支援事業補助金に係る補助事業については、下記のとおり承認することに決定したので、今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の内容 運営経費（交流食事支援）
- 2 中止(廃止)の内容

年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業実績報告書

今治市長 様

所在地
団体等名
代表者
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業が完了したので今治市
いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

- (1) 開始年月日
- (2) 完了年月日

3 交付決定額及び補助事業に要した経費

交付決定額	実支出額	補助対象経費
円	円	円

4 添付書類

- (1) 事業報告書(別記様式第12号)
- (2) 収支決算書(別記様式第13号)
- (3) 領収書その他支出金額が明確になるもの

事業報告書

- 1 開催場所
- 2 開催日 年 月 日
- 3 参加人数
- 4 事業内容

【取組の概要】

【主な食事内容とその提供体制】

【運営体制(安全衛生確保)】

【参加者募集・周知方法】

別記様式第13号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額（円）	摘要
計				

2 支出の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額（円）	摘要
計				

第 号
年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金額確定通知書

所在地
団体等名
代表者 様

今治市長

年 月 日付けで実績報告のあった今治市いまここ交流促進支援事業について、
今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額
を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の内容 運営経費（交流食事支援）
- 2 補助金交付確定額 _____ 円

年 月 日

今治市いまここ交流促進支援事業補助金精算払請求書

(宛先) 今治市長

所在地
団体等名
代表者
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助金について今治市いまここ交流促進支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 補助事業の内容 | 運営経費（食事交流支援） |
| 2 補助金交付決定額 | _____円 |
| 3 今回請求額 | _____円 |
| 4 振込先 | |
| 金融機関名 | _____ |
| 支店・支所名 | _____ |
| 預金種別 | _____ |
| 口座番号 | _____ |
| 口座名義人（ふりがな） | _____ |